

## 調 査 計 画

### 1 調査の名称

適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査）

### 2 調査の目的

法人税関係特別措置について、措置ごとの適用法人数、適用総額等の適用の実態を把握することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置の適用を受けようとするもの

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

最大で約270万

#### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

- ① 法人の名称
- ② 法人の納税地
- ③ 法人の事業年度又は連結事業年度の開始の日及び終了の日
- ④ 法人の行う事業の属する業種
- ⑤ 法人の事業年度終了の時又は連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額
- ⑥ 法人の事業年度又は連結事業年度の所得金額若しくは欠損金額又は連結所得金額若しくは連結欠損金額
- ⑦ 法人の事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置の租税特別措置法の条項

⑧ 法人の事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置の適用額

(2) 基準となる期日又は期間

4月1日から翌年3月31日までの間に終了する法人の事業年度又は連結事業年度

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査組織

国税庁－国税局等・税務署－報告者

※等とは沖縄国税事務所を指す。

(2) 調査方法 (□調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 ■その他 (法人税申告書に添付))

調査票 (適用額明細書) は、原則として法人税申告書とともに郵送にて配布し、法人税申告書に添付させる方法により回収する。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間：原則として毎年6月1日から翌年5月31日まで

調査票の提出期限：原則として事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内

8 集計事項

(1) 租税特別措置ごとの適用者数及び適用総額

法人税関係特別措置ごとの適用法人数及び適用総額

(2) 法人税関係特別措置ごとの高額適用額

法人税関係特別措置ごとの高額適用額 (調査票 (適用額明細書) に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額)

(3) 租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況等

法人税関係特別措置ごとの業種別・資本金階級別の適用法人数及び適用額、法人税関係特別措置ごとの業種別・所得階級別の適用法人数及び適用額

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

適用実態調査の結果に関する報告書を、内閣が国会に提出すること等により公表する。

(2) 公表の期日

報告書を作成した会計年度に開会される国会の常会閉会までに公表

10 使用する統計基準

本調査は、法人税関係特別措置の適用を受けた法人を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間 7年

(2) 保存責任者 税務署の法人課税部門の筆頭統括官